

○第236回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和2年9月14日（月） 10：34～11：46

議事概要

（１）動物用医薬品（ニトロキシニル）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「１日当たりの本成分の推定摂取量は、EMEA 及び APVMA の ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の３の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（１）動物用医薬品（メンブトン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「１日当たりの本成分の推定摂取量は、EMEA の ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の３の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（１）動物用医薬品（イソメタミジウム）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「１日当たりの本成分の推定摂取量は、JECFA の ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の３の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）

（参考資料2）

* 1 ニトロキシニル：

牛、羊の肝蛭の駆除等のための抗寄生虫剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 2 メンブトン：

牛の胃腸カタル、豚の下痢症の治療等のための消化器官用薬で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 3 イソメタミジウム：

牛のトリパノソーマ症の治療等のための抗寄生虫剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。